

地域維持型共同企業体の構成員の数に関する特記仕様書
(小友地区ほか道路・河川等維持修繕業務委託)

(地域維持型共同企業体の構成員の数について)

第1条 本業務では、「地域維持型共同企業体の取扱いに関する施行要領」の第5において「地域の実情に応じ円滑な共同履行が確保できる数」と定めている「共同企業体の構成員の数」は、「4者以上」とする。

なお、「共同企業体の構成員数」は、委託契約締結後も「4者」を下回らないこととするが、やむを得ない事情があると県南広域振興局土木部遠野土木センター所長が認める場合は、この限りではない。

道路・河川等維持修繕業務委託 特記仕様書

共 通 編

(適用範囲)

第1条 本特記仕様書は、県南広域振興局土木部遠野土木センターが委託する道路・河川等維持修繕業務委託（以下「本業務」という。）に適用するものとし、本特記仕様書に定めがない事項については、岩手県県土整備部制定「土木工事共通仕様書（令和4年4月1日以降適用）」によるものとする。

(業務内容)

第2条 本業務は、業務委託箇所における県管理道路・河川等において、一体的な維持管理を継続して委託するものであり、業務委託箇所の施設状況を常に把握するよう努め、発注者との緊密な連携の下、各施設の維持管理を行うものとする。

本業務は、複数の業種からなる業務であり、次の業務を行うものとする。

- (1) 道路維持修繕業務
- (2) 路面応急復旧業務
- (3) 道路除草業務
- (4) 橋梁維持修繕業務
- (5) 河川・砂防維持修繕業務
- (6) 道路除排雪業務

(業務計画書)

第3条 委託契約を締結した者（以下「受注者」という。）は、本業務の履行開始前に次の事項を記載した業務計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。

2 本業務は、複数年契約であることから、提出した業務計画書に変更が生じた場合は、速やかに変更業務計画書を監督職員に提出しなければならない。

- (1) 業務概要
- (2) 業務工程表
- (3) 業務実施体制（建設機械保有状況含む。）
- (4) 緊急時の体制及び対応
- (5) 安全管理
- (6) 交通管理
- (7) その他

(業務中の安全確保)

第4条 本業務は、危険が伴う道路上や河川等における作業であることから、受注者は業務従事者に対して労働安全の指導と意識向上を図り、事故防止に努めなければならない。

2 受注者は、維持修繕作業等の履行に際しては、監督職員の指示により円滑な交通整理、標識類の設置等必要な安全対策を実施し、地域住民、通行者及び通行車両等の第三者の安全確保に努めなくてはならない。

(業務実施管理)

第5条 受注者は、履行開始前に提出する業務計画書により業務を履行し、各作業箇所が完了した場合、別紙様式1（作業報告日報）により速やかに監督職員に報告するものと

する。ただし、完了前であっても、必要に応じて作業箇所の進捗状況を監督職員に報告するものとする。

- 2 業務実施は、監督職員の指示により行うものとするが、受注者が道路施設の損傷部分を発見した場合は、保安上の必要な措置を講ずるとともに監督職員に報告し、指示を受けなければならない。

(道路使用許可)

第6条 受注者は、道路上で作業を実施する場合、あらかじめ道路の使用許可を所轄の警察署に提出し、許可を受けてから作業を実施するものとする。

(現場管理)

第7条 受注者は、作業をするために通行規制を実施する場合、交通誘導員を配置して、交通の安全を確保し、保安施設の状態がわかるよう、写真を撮影し記録するものとする。

- 2 受注者は、作業終了後においては、機械及び使用材料等を速やかに車道外に搬出するものとし、必要に応じて一般通行に支障がないよう保安施設を設けるとともに、これらの状態がわかるよう写真を撮影し記録するものとする。

(使用材料)

第8条 使用材料において必要な見本又は資料、試験及び検査の方法は、監督職員の指示により行うものとする。

- 2 使用材料の品質は、監督職員の承諾を得るものとする。

(支給材料及び貸与品)

第9条 支給材料及び貸与品は、支給及び受渡し方法について、監督職員の指示により行うものとする。

- 2 貸与機械の取扱いについては、別に定める「建設機械貸付要領」によるものとする。

(現地発生材)

第10条 既存施設の撤去による発生材（ガードレール等）は、監督職員の指示により処理するものとする。

(作業指示及び報告方法)

第11条 監督職員の指示とそれに対する受注者の報告は、書面によるほか、インターネットを介した「位置コミシステム」により行うことができる。

(その他)

第12条 業務の遂行に当たり疑義が生じた場合には、速やかに監督職員と協議すること。

- 2 他人の土地や法規制ある土地への立入りについては、監督職員の承諾を得た後、受注者が所有者等の了解を得て行うこと。
- 3 本特記仕様書に定めのない事項については、監督職員の指示によるものとする。

道路維持修繕業務編

(適用範囲)

第1条 本業務のうち道路維持修繕業務（路面応急復旧業務及び道路除草業務を除く。以下「道路維持」という。）に適用する。

(業務の目的)

第2条 道路維持は、道路施設の維持修繕を行うことを目的とする。

(業務の箇所)

第3条 道路維持の箇所は、県南広域振興局土木部遠野土木センター管内の県管理道路（別表1参照）で、監督職員の指示する箇所とする。

(路肩、路側)

第4条 路肩及び路側部における作業は、次のとおりとする。

(1) 落石崩土等の除去

落石崩土等の除去は、監督職員の指示によるものとするが、緊急を要する場合は応急措置を施し、監督職員に協議するものとする。

(2) 倒木の処理

倒木の処理は、監督職員の指示によるものとするが、緊急を要する場合は応急措置を施し、監督職員に協議するものとする。

(清掃)

第5条 清掃業務については、次のとおりとする。

(1) 路肩堆積土の除去

路肩付近の土砂を取り除くものであり、作業箇所は監督職員の指示によるものとする。

(2) 路面清掃

車道に堆積した土砂、泥、雑物を取り除くものとし、作業箇所は監督職員の指示によるものとする。

(3) 側溝、管渠、集水桝の清掃

土砂、泥、雑物を取り除き、排水を良好にするものであり、作業箇所は監督職員の指示によるものとする。

2 実施計画書に基づき実施するものであるが、あらかじめ清掃方法、時期、作業場所等により、十分な作業計画をたてるものとする。

3 清掃作業により収集した塵埃は、監督職員と協議のうえ処理するものとする。

4 給水箇所は、監督職員と協議のうえ決定するものとし、河川等から給水する場合は、砂、ゴミ等が入らないように十分注意するものとする。

5 ブラシ類を交換する場合は、監督職員の確認を受けたうえで行い、作業日報に記載するものとする。

6 清掃業務の実施状況写真は、実作業日1日につき2箇所以上撮影するものとし、実施前、実施後の組写真とし、保安施設状況についても1日2箇所以上撮影するものとする。

(砂利道維持)

第6条 砂利道維持は、次のとおりとする。

(1) 不陸整正

グレーダー等による不陸整正並びに敷砂利をするものであり、作業箇所及び時期は

監督職員の指示によるものとする。

(2) 防塵剤散布

作業箇所及び散布量は、監督職員の指示によるものとする。

(小規模構造物等修繕)

第7条 擁壁、路肩、側溝、境界ブロック等の修繕であり、作業箇所は監督職員の指示によるものとするが、緊急を要する場合は応急措置を施し、監督職員に協議するものとする。

(歩道維持)

第8条 歩道維持は、歩行者及び自転車の通行に支障がある場合の歩道施設の修繕であり、作業箇所は監督職員の指示によるものとする。

(交通安全施設)

第9条 交通安全施設の維持修繕は、次のとおりとする。

(1) 交通安全施設

防護柵、視線誘導標、道路反射鏡、標識等の修繕であり、作業箇所は監督職員の指示によるものとする。

(2) バリケード設置

土砂崩れ等緊急時に通行規制するため保安施設（バリケード等）の設置をするものであり、作業箇所は監督職員の指示によるものとする。

(道路巡回)

第10条 道路巡回は、日常巡回（休日巡回）及び異常時巡回を実施するものとし、別に定める「道路巡回要領」によるものとする。

路面応急復旧業務編

(適用範囲)

第1条 本業務のうち路面応急復旧業務に適用する。

(業務の目的)

第2条 路面応急復旧は、道路路面の応急復旧（パッチング）を行うことを目的とする。

(業務の箇所)

第3条 応急復旧の箇所は、県南広域振興局土木部遠野土木センター管内の県管理道路（別表1参照）で、監督職員の指示する箇所とする。

(使用材料)

第4条 路面応急の使用材料である瀝青材料は、次表のとおりとする。

品 名	種 類	使用箇所	摘 要
ストレートアスファルト	再生細粒度 As (13F)	応急復旧	
アスファルト乳剤	P K - 4	〃	タックコート

※ タックコートは、アスファルト乳剤 0.6ℓ/m² 以上とする。

(断面欠損部補修工)

第5条 断面欠損部補修工の数量は、合材の使用トン数によるものとする。

道路除草業務編

(適用範囲)

第1条 本業務のうち道路除草業務に適用する。

(業務の目的)

第2条 道路除草は、路肩の除草を行うことを目的とする。

(業務の箇所)

第3条 道路除草の箇所は、県南広域振興局土木部遠野土木センター管内の県管理道路(別表1参照)で、監督職員の指示する箇所とする。

(現地調査)

第4条 道路除草延長、面積については、現地調査のうえ路線ごとに数量を算出し、監督職員に報告するものとする。

(刈巾)

第5条 除草する刈巾(水平巾)は0.5mを標準とし、刈り残しのないように行うものとする。ただし、路肩に構造物等があり刈巾が0.5mに満たない場合又は現地の地形によりこれ以上の刈巾が必要な場合は、監督職員と協議するものとする。

(刈取株高)

第6条 刈り取り株高の目安は3cm以下とする。

(除草処理)

第7条 草刈後は速やかに集草し、道路敷から搬出するものとする。なお、監督職員が指示する場合においてはこの限りではない。

(写真撮影)

第8条 作業状況については、500mごとにマーキングのうえ、次表により写真を撮影するものとする。

	作業全景	刈巾	刈取株高
作業前	500mごとに1箇所	500mごとに1箇所	
作業後	500mごとに1箇所	500mごとに1箇所	各路線ごとに2箇所以上

橋梁維持修繕業務編

(適用範囲)

第1条 本業務のうち橋梁維持修繕業務（以下「橋梁維持」という。）に適用する。

(業務の目的)

第2条 橋梁維持は、県管理橋梁の状態を良好に保ち長寿命化を図ることを目的とする。

(業務の箇所)

第3条 橋梁維持の箇所は、県南広域振興局土木部遠野土木センター管内の県管理橋梁(別表2参照)で、監督職員の指示する箇所とする。

(堆積土砂除去)

第4条 人力による橋面の堆積土砂の撤去作業により発生した土砂等は、監督職員の承諾を得て適切に処理すること。

2 支承周辺部へ堆積した土砂の撤去作業により発生した土砂等は、監督職員の承諾を得て適切に処理すること。また、作業方法や足場の設置については、監督職員の承諾を得て適切に実施すること。なお、高さ4 m以上の場合は、はしごを使用してはならない。

(立木処理)

第5条 立木の処理については、監督職員の承諾を得て適正に処理するものとする。

(損傷部の補修・修繕)

第6条 コンクリートやモルタルによる補修については、以下の状況下で実施しないこと。

(1) 気温が5～40度の範囲を超えるとき

(2) 降雨、降雪、強風等

2 コンクリート剥離部の修繕を実施する場合は、脆弱部の除去とともに汚れを取ってから行うこと。

3 監督職員から応急作業の指示があった場合は、速やかに行うものとする。

4 作業に当たっては、橋梁の各部材に傷等をつけないよう丁寧に行うこと。

5 作業指示のあった橋梁等で、以下の状況を発見した場合には、写真等により監督職員に報告すること。

(1) 橋面上へ土砂が堆積している状況。

(2) 地覆等のコンクリート部分の欠損や局所的な高欄の損傷等。

(3) 排水桝や排水管の欠損、排水桝や排水管が土砂で詰まっている状況。

(4) 支承周辺部へ土砂が堆積している状況。

(5) 橋梁前後の路肩へ土砂が堆積したことにより路面排水が橋面に流入している状況。

(6) 道路敷地内の立木で路面凍結の原因や橋梁点検の障害となっているもの。

(7) 橋台や橋脚等で小規模なコンクリート剥離や鉄筋が露出しているもの。

(8) 通行者の安全上懸念される状況。

(9) 主桁等主要部材に発生した亀裂等。

(10) その他、標識柱、照明柱、袖擁壁等の亀裂等。

河川・砂防維持修繕業務編

(適用範囲)

第1条 本業務のうち河川・砂防維持修繕業務（以下「河川砂防」という。）に適用する。

(業務の目的)

第2条 河川砂防は、河川及び砂防関係施設の維持修繕を行うことを目的とする。

(業務の箇所)

第3条 河川砂防の箇所は、県南広域振興局土木部遠野土木センター管内の県管理河川及び砂防関係施設（別表3、4参照）で、監督職員の指示する箇所とする。

(異常時巡視)

第4条 台風、集中豪雨、豪雪、地震その他の異常な天然現象発生時及び油流出等の水質事故の発生時において、主として危険箇所を重点的に巡回し、危険性の有無及び災害の発生状況等を把握し、情報連絡を行い、適切な防災対策又は応急措置を講ずること。

2 巡回中は、常時監督職員との連絡を確保するとともに、状況に応じて通行規制等の措置を必要とする場合は、現場の状況を監督職員に報告し、指示を受けるものとする。

(支障木・流下物処理)

第5条 監督職員の指示により、河川等敷地内における支障木の伐採及び流下物の処理を行うこと。ただし、緊急を要する場合は応急措置を施し、監督職員に協議するものとする。

(施設修繕)

第6条 監督職員の指示により、河川堤防、河川護岸、砂防堰堤等の修繕を行うこと。ただし、緊急を要する場合は応急措置を施し、監督職員に協議するものとする。

(水質事故に対する対応)

第7条 油流出等の水質事故が発生した場合は、監督職員の指示に従い、被害拡大防止措置の対応をするものとする。

(除草)

第8条 監督職員の指示により、堤防等における除草を実施すること。

2 除草後の草等は、流水により散逸しない箇所に集積し、速やかに処理するものとする。この場合において、処理方法については監督職員と協議することとし、契約変更の対象とするものとする。

3 作業の実施状況については、監督職員の指示数量に対する出来形数量を取りまとめること。なお、実施状況写真は、次表により測点等を明示して撮影し、提出するものとする。

	全景	刈巾等
施工前	100m に 1 箇所	50m に 1 箇所
施工中	100m に 1 箇所	50m に 1 箇所
施工後	100m に 1 箇所	50m に 1 箇所

道路除排雪業務編

(適用範囲)

第1条 この仕様書は、岩手県が公募により実施する道路除排雪業務（以下「業務委託」という。）に適用する。

(用語の定義)

第2条 この仕様書に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 岩手県除雪報告システム（以下「システム」という。）

委託契約を締結した者（以下「受注者」という。）がインターネットを利用して、パソコン又は携帯電話で、稼動除雪機械名、稼動時間、除雪路線及び機械台数を報告し、除雪作業終了後の実績時間の入力を行うことにより、報告書及び請求書の出力を行う次表に掲げる動作環境を備えたシステムをいう。

項目	動作環境
インターネットブラウザ	Microsoft Edge
オペレーティングシステム	Windows 8.1 以上
その他（必要なソフト）	Adobe Acrobat Reader、Microsoft Excel2013 以上

(2) 貸与機械

受注者に岩手県が無償で貸し付ける除雪機械をいう。

(3) 借上機械

受注者が自ら所有する除雪機械（リース機械を含む。）で、岩手県が借り上げるものをいう。

(4) 統括技術者

道路除排雪業務全般を統括する者をいう。

(5) 運転員

車道及び歩道の除雪機械を運転する運転手をいう。

(6) 機械運転資格者基準

共通仕様書(Ⅲ)参考資料の「除雪機械運転員資格基準」をいう。

(7) 損料補正

委託契約において、除雪作業に必要となる借上機械で、建設機械損料算定表の標準時間と著しく相違する場合に、設計上の機械損料を補正することをいう。

(8) 待機費

第16条及び待機補償運用基準（案）に基づき監督職員の指示により、あらかじめ待機した場合に支払われる費用をいう。

(9) 道路除雪工

車道除雪工、運搬除雪工、凍結防止工、歩道除雪工、安全処理工の道路上における除雪作業をいう。

(10) 車道除雪工

新雪除雪（初期除雪）、拡幅除雪、路面整正、圧雪処理の除雪作業をいう。

(11) 運搬除雪工

人家連担部等で路側への拡幅作業が困難となり、又はそのおそれがある場合にお

いて、堆積した雪を他の地点に運搬排雪する作業をいう。

(12) 凍結防止工

路面上の雪の凍結及び車両のすべり防止並びに路面整正及び氷盤処理のため、砂又は凍結抑制剤を散布する作業をいう。

(13) 歩道除雪工

歩道上の雪を除く作業をいう。

(14) 安全処理工

雪底処理及びつらら処理の作業をいう。

(15) 雪道巡回工

道路状況の把握が必要と判断される場合に行う巡回作業をいう。

(16) 冬期対策施設工

スノーポール、防雪柵、砂箱の設置撤去等の作業をいう。

(17) 除雪訓練工

除雪オペレータが車道で実施する除雪の訓練作業をいう。

(業務の実施)

第3条 受注者は、別紙1「道路除排雪業務委託内容明細書」及び別紙2「道路除排雪業務委託数量明細書」に記載されている業務について、誠実に実施しなければならない。

2 受注者は、発注者が提供するシステムを使用し、稼働時に「稼働状況入力」から稼働状況内容を入力するものとする。

3 受注者は、発注者が提供するシステムを使用し、原則として作業終了翌々日までに「稼働実績入力」「準備工等実績入力」から稼働実績を入力するものとする。

4 受注者は、システムの使用に際し、動作環境等の問題によりシステムを使用することが困難である場合は、発注者の指示に従い、入力方法を決定するものとする。

(出動基準)

第4条 受注者は、次に掲げる基準等に基づき、発注者の指示により出動し通行確保に努める。

(1) 車道除雪工の出動基準

作業種類	出動基準
新雪除雪 (初期除雪)	次のいずれかに該当する場合とする。 ① 降雪量5 cm程度で引続き降雪が予想される場合 ② 降雪量10 cm以上の場合 ③ 吹きだまりが生ずるおそれのある場合
路面整正	わだちの発生により、通行に支障があり、又は支障になると予想される場合
拡幅除雪	路肩への堆雪により、通行に支障があり、又は支障になると予想される場合
運搬排雪	家屋密集地などで、路肩への堆雪により幅員減少、視距障害等の通行障害が発生し、又は発生すると予想される場合

(2) 歩道除雪工の出動基準

出動基準	(ランク A) 降雪量が 5 cm 程度で、その後それ以上の降雪が予想される場合 又は降雪量が 10 cm 以上の場合
	(ランク B・C) 歩道上の積雪深が 20 cm を上回っており、又はその後それ以上の降雪が予想される場合

(3) 運搬排雪工の出動基準及び作業区間

ア 出動基準

項目		内容
出動基準	歩道設置区間	市街地の家屋密集地等で、歩車道境界に十分な堆雪幅がなく歩道の外側への投雪が不可能な地域で、幅員減少や歩行障害が発生し、又は発生すると予想され、歩行者等の安全が確保できないおそれがある場合
	歩道未設置区間	① 市街地の家屋密集地等で、路肩への堆雪により幅員減少、視距障害等の通行障害が発生し、又は発生すると予想される場合 ② 通園・通学路で、路肩への堆雪により歩行障害が発生し、又は発生すると予想され、歩行者の安全が確保できないおそれがある場合

イ 運搬排雪作業区間

項目		内容
作業区間	歩道設置区間	① 市街地の家屋密集地等で、歩車道境界に十分な堆雪幅がない区間 ② 歩道の外側への投雪が不可能な地域で、幅員減少、歩行障害等が発生し、又は発生すると予想され、歩行者等の安全が確保できないおそれがある区間
	歩道未設置区間	① 市街地の家屋密集地等で、路肩への堆雪で幅員減少、視距障害等の通行障害が発生し、又は発生すると予想される区間 ② 通園・通学路で、路肩への堆雪により歩行障害が発生し、又は発生すると予想され、歩行者の安全が確保できないおそれがある区間

(4) 凍結防止工の散布基準

ア 散布基準

路面凍結により通行に支障があり、又は支障になると予想される場合

イ 作業種類

(ア) 凍結抑制剤散布

a 路上水分の凍結防止を目的にする場合

路上水分があり、かつ、気温が低下傾向にあり、3～2℃程度になった頃に散布する。

(イ) 凍結融解散布

a 圧雪を舗装面に付着させないことを目的にする場合

圧雪の剥離作業を容易にすることを目的にして、初期降雪又は降雪後に散布する。

b 雪を融解することを目的にする場合

プラウ除雪で作業できない薄く積もった雪の処理のため散布する。

c プラウ作業後に残る、押し固められた薄雪融解を目的にする場合

日陰部分などでは融解が遅いので、融解促進のため散布する。

(ウ) 鏡面化防止散布

グレーダ等の路面製正後により生じる鏡面化路面について、通行に支障を及ぼす可能性があると考えられる場合、路面整正作業直後に散布する。

ウ 散布対象区間の設定

次に掲げる局部的に凍結しやすい区間又は通行障害の起こりやすい区間等を事前に散布対象区間として設定し、それ以外の区間と区分して散布の効率化を図る。

(ア) 特に凍結抑制剤の散布が必要な区間

a 橋梁

b 交差点及び横断歩道付近

c 局部的に日陰となる区間

d 曲線半径が小さく、又は見通しの悪いカーブ区間

e トンネル、洞門、スノーシェッド等の出入口付近

f 急勾配又は長勾配の区間

(イ) 交通状況や地域条件により凍結抑制剤の散布を考慮する区間

a 幅員が狭隘^{あい}となる区間

b 横風の強い区間

c バス停付近

d 沿道からの出入口の多い市街地

e 工事規制区間

エ 散布量（標準的散布量）

(ア) 凍結抑制の場合 20～30 g / m²程度（固形剤） 0.1 リットル / m²程度（溶液散布）

(イ) 凍結融解の場合 20～40 g / m²程度（固形剤） 0.1 リットル / m²程度（溶液散布）

(作業目標等)

第5条 道路除排雪の作業目標は、次のとおりとする。

区分	日交通量のおよその標準	除排雪目標
第1種	1000台／日以上	2車線以上の幅員を確保し、原則として、異常降雪時以外においては、常時通行を確保する。異常降雪時には、降雪後5日以内に2車線の幅員を確保する。
第2種	500～1000台／以上	原則として、2車線の幅員を確保する。状況によっては、1車線の幅員で待避所を設ける。異常降雪時には、約10日以内に2車線又は1車線の幅員を確保すること。
第3種	500台／日以下	原則として、1車線の幅員で、必要な待避所を設ける。状況によっては、一時通行不能となってもやむを得ない。

2 道路除排雪の除雪水準は、次のとおりとする。

(1) 車道除雪工

ランク	呼称	内容
A	重点除雪	重要路線（都市間連絡道路、高速道路IC、空港、医療施設その他重要公共施設等への連絡道路及びバス路線）は、2車線以上を確保し、かつ、原則として始発バス運行前までに完了する。
B	一般除雪	地域内生活路線で2車線を確保し、かつ、原則として早朝に除雪する。
C	その他	A・Bランクの除雪状況、当該Cランクへの降雪状況を総合的に判断しながら、原則として当日中に除雪を行う。

(2) 歩道除雪工

原則として、確保すべき路面状態は、防寒靴等で歩行可能とし、除雪幅は1.0m以上を標準とする。

ランク	呼称	内容
A	重点除雪	通勤・通学路で、原則として、早朝除雪により通勤・通学時間帯以前に通行可能な状態を確保する。
B	一般除雪	Aランクの除雪作業終了後に除雪作業を行い、原則として、早朝に除雪する。
C	その他	A・Bランクの除雪状況、当該Cランクへの降雪状況を総合的に判断しながら、原則として、当日中に除雪を行う。

(作業)

第6条 受注者は、発注者の指示により、委託対象路線において出勤基準により出勤し、除雪水準に適合するよう丁寧に除雪し、又は発注者からの個別の指示に従い、通行を確保しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、早朝及び異常時には、監督職員の指示がない場合であっても速

やかに作業を開始し、作業の完了後、直ちに監督職員に作業状況を報告するものとする。

- 3 受注者は、異常時であって別紙2記載の除雪機械等による作業が不可能であるときは、あらかじめ発注者の承認を得て受注者の所有する建設機械を出動させ、速やかに道路除排雪を行い、除雪路線の交通を確保するものとする。

- 4 除排雪業務における作業時間帯による作業区分は、下表のとおりとする。

作業区分	作業時間帯
昼間作業	8時00分～20時00分 (※ 17:00～20:00は昼間作業の所定時間外とする。)
夜間作業	20時00分～8時00分 (※ 5:00～8:00は夜間作業の所定時間外とする。)

(除排雪計画)

第7条 受注者は、契約後速やかに、次に掲げる事項を記載した作業計画を提出し、監督職員の承認を得るものとする。

- (1) 各体制時の作業班の構成
- (2) 連絡方法
- (3) 待機に関すること。
- (4) 除雪訓練に関すること。
- (5) 安全管理に関すること。

(安全管理)

第8条 受注者は、次のとおり作業の安全管理及び作業に伴う交通整理をその責任において行うものとする。

- (1) 作業区間の道路(道路附属物を含む。)について、除雪前に作業上危険な箇所の点検を行い、事故の防止に努めるものとする。
 - (2) 作業中の除雪機械への接近注意を促す工夫を行い、事故防止に努めるものとする。
 - (3) 除雪作業中は、常に安全第一の周到な注意が払われるよう、受注者は、作業員に安全知識を周知徹底するものとする。
 - (4) 安全作業の障害となる路面凹凸、工作物の段差等の事態が生じたときは、速やかに発注者に報告するものとする。
 - (5) 除雪作業については、地域住民の理解が得られるようにするものとする。
- 2 受注者は、対人賠償保険無制限、対物賠償保険無制限及び搭乗者保険5百万円以上(免責なし)の任意保険に加入するものとし、保険契約関係書類の写しを監督職員に提出しなければならない。

(機械の貸付)

第9条 発注者は、受注者の業務委託の実施のため、別に定める建設機械貸付要領により、除雪機械を貸し付けるものとする。なお、特記仕様書に定める様式第1号、様式第5号を提出することにより、建設機械貸付要領様式5、様式6の提出は省略するものとする。

- 2 受注者は、前項の規定により貸付けを受けた貸与機械を善良な管理者の注意をもって維持管理するとともに、業務以外の用途に供してはならない。

（統括技術者の配置）

第10条 受注者は、次の(1)又は(2)の条件を満たす者を、統括技術者として配置するものとする。

- (1) 過去5か年以内に、岩手県が発注した道路除排雪業務に次のいずれかの作業形態で従事したことがあること。

ア 運転員

イ 連絡員（発注者からの指示又は連絡を受け、運転員に作業指示又は連絡を行う者）

- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第7条第2号イ、ロ又はハに該当すること。

（運転員に係る届出等）

第11条 受注者は、契約締結後、速やかに除雪機械運転資格者基準により除雪機械運転員を選任し、建設機械運転員届を作成の上、監督職員に提出しなければならない。なお、第17条で定める除雪訓練工の対象者についても同様の取扱とする。

- 2 前項の届出には、運転免許証及び除雪講習の受講証の写しを添付しなければならない。
3 運転員は、統括技術者を兼ねることができるものとする。

（作業状況等の報告）

第12条 受注者は、発注者の指示により着手する場合を除くほか、除雪作業に着手した場合は、その都度発注者に連絡するものとし、必要に応じて除排雪状況と通行確保状況を監督職員に報告するものとする。

（除雪作業の完了報告及び完了確認）

第13条 受注者は、除雪作業が完了したときは、除雪システムにより発注者に報告するとともに、速やかに道路除排雪業務完了報告書を発注者に提出し、その完了確認を受けなければならない。

- 2 道路除排雪業務完了報告書は、次に掲げる場合に応じ、次に定めるものを提出するものとする。

(1) 機械除雪（凍結抑制剤散布を含む。）の場合
道路除排雪業務完了報告書（様式第1号）

(2) 人力除雪（人力による凍結抑制剤散布を含む。）の場合
人力除雪業務完了報告書（様式第2号）

(3) 巡回の場合
道路巡回業務完了報告書（様式第3号）

- 3 受注者は、第6条第1項の規定により発注者からの個別の指示があり除雪作業を行った場合において業務委託が完了したとき、道路除排雪業務完了報告書に発注者の指示状況を明記するものとする。

- 4 受注者は、道路除排雪業務完了報告書を提出する場合、施行前及び施行後の状況が分かる写真を添付すること。

- 5 発注者は、前項の規定により道路除排雪業務完了報告書を受け付けた場合は、当該報告書を審査し、必要に応じ実施調査を行い、業務委託の実施状況が業務内容に適合しないと認めるときは、これに適合させる措置を講じるよう受注者に指示するものとする。
- 6 受注者は、前項の規定による指示に従って措置を講じたときは、その結果を発注者に報告するものとする。

(委託料の請求)

第14条 受注者は、発注者から業務委託の完了確認を受けた後、請求書に各道路除排雪業務実績調書を添付して、委託料の請求を行うものとする。

2 道路除排雪業務実績調書は、次により提出するものとする。

- (1) 機械除雪の場合
道路除排雪業務実績調書（様式第5号）
- (2) 人力除雪（人力による凍結抑制剤散布を含む。）の場合
人力除雪業務実績調書（様式第6号）
- (3) 砂散布の場合
砂散布業務実績調書（様式第7号）
- (4) 凍結抑制剤散布の場合
凍結抑制剤散布実績調書（様式第8号-1、様式第8号-2）
- (5) 巡回の場合
道路巡回業務月報（様式第9号）

(除雪機械の損料補正)

第15条 当初契約時点においては、除雪機械の損料補正を行わないこと。ただし、実稼働時間が標準稼働時間と著しく異なる場合は、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 損料補正対象期間
損料補正の対象期間（以下、「対象期間」という。）は、12月1日から2月28日までの90日間とする（うるう年の場合は、2月29日までの91日間とする）。
- (2) 損料補正
2月末時点で、対象期間における実運転時間当たり供用日数が、標準の運転日数（稼働日数から他業務に従事した日数を減算した日数をいう。）と比べて20%以上の増減がある場合は、損料を補正するものとする（別紙3「除雪機械の損料補正（計算例）」を参照すること）。

なお、対象期間外の運転時間は考慮しないものとする。

- (3) 対象機械
損料補正の対象機械は、原則として、次に掲げる機種の借上機械の中から、発注者と受注者の協議により決定するものとし、決定された対象機械は、作業計画書に明記するものとする。

- ア 除雪ドーザ
- イ 除雪グレーダ
- ウ ロータリ除雪車
- エ 小型ロータリ除雪車
- オ ハンドガイド

カ トラクタショベル
キ 除雪トラック

(4) 損料補正対象期間中の取扱い

対象機械については、気象状況に合わせ即時対応できるよう、対象期間中は、原則として、他の業務に無断で使用することができないものとする。ただし、他の自治体の除排雪業務その他工事等で使用する場合には、監督職員に書面で報告し、その承認を得るものとし、その使用期間については、対象期間の日数を補正するものとする。

(待機費)

第16条 待機費については、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 待機費計上の対象

次に掲げるいずれかの条件に該当し、監督職員の指示により待機を行ったときを対象とする。

ア 雪に関する気象警報（大雪特別警報、暴風雪特別警報、大雪警報、暴風雪警報、大雪注意報）が発令されたとき、または、発令が見込まれているとき。

イ 除雪を担当する路線の隣接する自動車専用道路や直轄国道が通行止めとなったとき、または、通行止めが見込まれているとき。

ウ 監督職員が、緊急的に除雪を行わなければならないと判断したとき。

(2) 待機機械及び待機人員等

ア 待機する機械及び人員の決定

発注者と受注者の協議により決定するものとし、機械に配置される人員と世話役1名で待機補償費を算出するものとする。

イ 待機の開始及び終了報告は、システムで行うものとし、道路除排雪業務完了報告書（様式第1号）に、待機を証明する写真を添付し提出するものとする。

(除雪訓練工)

第17条 除雪訓練工については、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 訓練の実施箇所

除雪訓練の実施箇所は次に掲げる箇所とし、発注者と受注者の協議により決定するものとする。

ア 冬期通行止め路線のうち、発注者が指定する路線（遠野管内指定路線無し）
冬期通行止め期間中のみ訓練として出動できるものとする。

イ 除雪業務契約している路線

降雪量が出動基準に満たしていない場合でも、訓練として出動できるものとする。

ウ 公共施設

受注者は訓練の実施箇所に係る協議が整い次第、当該公共施設の利用について管理者から許可を得るとともに、速やかに許可書の写しを提出するものとする。

(2) 対象者

除雪訓練の対象者は、原則として、次のいずれかの条件に合致するものとし、訓練を実施する際は、対象者の指導を行う熟練オペレーターが同乗するものとする。なお、除雪訓練の対象者及び指導を行うものの氏名、年齢、経験年数及び概ねの訓練の実施日等について、作業計画書に明記するものとする。

- ア 除雪オペレータの年齢が 40 歳以下の者
- イ 除雪オペレータとしての経験が 2 年以下の者
- ウ 新規購入してから 2 年以下の除雪機械を操作する者
- エ その他、監督職員が必要と判断した者

(3) 対象機械

除雪訓練工の対象機械は、原則として、次に掲げる機種とし、発注者と受注者の協議により決定するものとし、決定された対象機械は、作業計画書に明記するものとする。

- ア 除雪ドーザ
- イ 除雪グレーダ
- ウ ロータリ除雪車
- エ トラクタショベル

(4) 道路除雪訓練の実施

除雪訓練を実施する場合は道路除雪訓練実施届（様式第 10 号）により、監督職員に事前に報告を行うものとし、除雪訓練中は「除雪訓練中」と明記したステッカー等を付属して作業を実施するものとする。また、訓練実施後は通常の除雪作業と同様に、除雪システムより発注者に報告するとともに、速やかに道路除排雪業務完了報告書を発注者に提出し、その完了確認を受けるものとする。

(5) 除雪訓練の設計計上の取扱い

除雪訓練一人当たり除雪機械 1 台につき訓練時間は 6 時間を上限とし、超過分は設計計上の対象外とする。なお、除雪訓練で使用した機械が、第 15 条で定める除雪機械の損料補正の対象の場合においても、損料補正対象期間中に実施した訓練時間の日数は補正の対象外とする。

(その他)

第18条 この仕様書に定めのない事項については、監督職員の指示によるものとする。

道 路 巡 回 要 領

(目的)

第1条 道路巡回（以下「巡回」という。）は、委託業務の道路（道路の付属物を含む。以下「道路」という。）の状況を的確に把握し、道路の異常に対して速やかに適切な措置を行い、もって道路の保全及び通行の確保並びに事故の防止を図ることを目的とする。

(適用の範囲)

第2条 巡回は、この要領により実施するものとする。

(巡回責任者)

第3条 受注者は、巡回責任者を定めるものとする。

(巡回の種類)

第4条 巡回は、次の各号に定める区分により実施するものとする。

(1) 日常巡回（休日巡回）

日常巡回（休日巡回）は、平常時に実施する巡回であり、次の各号を点検するものとする。

- ア 路面、路肩、路側及び法面の状況
- イ 交通安全施設、道路標識等道路付属物の設置状況
- ウ 排水施設の状況
- エ 通行状況の把握
- オ 道路通行危険箇所の監視
- カ 道路に関する工事等の保安設備の状況

(2) 異常時巡回

異常時巡回は、台風、集中豪雨、豪雪、地震、その他の異常な天然現象発生時及び交通事故の発生時において実施する巡回であり、主として危険箇所を重点的に視察し、危険性の有無及び災害の発生状況等を把握し、情報連絡を行い、適切な防災対策又は応急措置を講ずるため行うものとする。

(巡回の頻度)

第5条 巡回の頻度は、連休等2日を越えない程度が望ましい。

(巡回計画の提出)

第6条 受注者は、月ごとの巡回計画をたて監督職員に提出しなければならない。

(巡回実施方法)

第7条 巡回の実施方法は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

(1) 日常巡回（休日巡回）

- ア 実施日ごとの点検目標を定めて、計画的、効率的に行うものとする。
- イ 巡回に際しては、次の資機材を必要に応じ携行するものとする。
 - (ア) 保安器具（セーフティーコーン、バリケード、保安ロープ、保安灯、信号旗、標識等）
 - (イ) 照明器具（懐中電灯、赤色灯等）
 - (ウ) 応急処理材料（常温混合材、凍結抑制剤等）
 - (エ) 工具（ツルハシ、スコップ、ハンマー、ワイヤー等）
 - (オ) その他（巻尺、カメラ、ポール、管理図面等）

ウ 巡回員は、巡回の終了後、その結果を道路巡回日誌に記載しておかなければならない。なお、必要な場合には巡回日誌に写真を添付しておくものとする。

(2) 異常時巡回

巡回中は、常時監督職員との連絡を確保するとともに、状況に応じ通行規制等の措置を必要とする場合は、現場の状況を監督職員に報告し、指示を受けるものとする。

(応急措置)

第8条 巡回員は、巡回中に道路の異常を発見し、放置することにより通行に支障がある場合には、直ちに補修又は障害物の除去等を行い、通行に危険のないよう措置するものとする。ただし、巡回員が措置できない場合には、必要に応じてバリケード、ロープ、セーフティーコーン、赤色灯、標識等を用いて通行に危険のないよう措置しておくものとする。

2 巡回員は、全ての道路に関する工事（道路管理者以外の者の行う工事を含む。）及び道路管理者以外の者が管理する物件が原因となって通行に危険を及ぼしている状況を発見した場合には、直ちに当該工事の施工者又は当該物件の管理者にその状況を通報するものとする。ただし、緊急を要する場合は、巡回員がとりあえず前第1項に準じて最小限の応急措置を行うものとする。

3 前2項の措置のため、通行止め、一方通行その他通行に著しい影響を及ぼすような場合には、直ちに監督職員に報告し、受注者は監督職員から指示を受けるものとする。

(道路維持作業)

第9条 受注者は、前条に定める応急措置としての道路維持のほか、日常等の道路巡回の結果、必要とされる次の道路維持作業を行うものとする。

(1) 路面清掃、側溝清掃、崩土除去及び除草

(2) 側溝及び道路標識、防護柵等の小修繕、舗装路面の穴埋め並びに凍結抑制剤の散布。

ただし、パトロールの際に実施できる小規模なものとする。

(報告)

第10条 受注者は、道路の巡回及び維持作業の結果を、次に定めるところにより、監督職員に報告しなければならない。

(1) 道路巡回

道路巡回は、異常が認められた場合には第8条第1項による応急措置をするとともに速やかに監督職員に報告しなければならない。

(2) 道路維持作業

作業前と作業後の状況が確認できる写真及び資料を添えて報告すること。

(3) 道路巡回日誌

道路巡回日誌は、週1回監督職員に提出し、確認を受けなければならない。

建設機械貸付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、道路除排雪業務及び道路清掃業務（以下「除排雪等業務」という。）の受注者（以下「受注者」という。）に対し建設機械（以下「機械」という。）を貸し付ける場合に必要事項を定めるものとする。

(貸付の範囲)

第2条 広域振興局長（以下「局長」という。）は、除排雪等業務を実施するに当たり必要があると認めるときは、機械を受注者に貸し付けるものとする。

(貸付料)

第3条 機械の貸付料は、無償とする。

(借受の申請)

第4条 受注者は、機械を借り受けようとするときは、建設機械借受申請書（様式1）を局長に提出しなければならない。

(貸付の決定)

第5条 局長は、前条の申請を適当と認めるときは、速やかに貸付を決定し、建設機械貸付通知書（様式2）を交付するものとする。

(貸付の条件)

第6条 機械は、次の各号に掲げる条件を付して貸し付けるものとする。

- (1) 定期整備に係る費用以外の次の各号に掲げる費用を、受注者が負担すること。
 - ア 日常の点検整備、修理及び運転に係る一切の経費
 - イ 機械の引渡しに係る一切の経費
- (2) 日常の整備補修を完全実施すること。
- (3) 運転、整備に熟練者を充てること。
- (4) 機械を、第三者に転貸し、又は除排雪等業務以外に使用しないこと。
- (5) 機械の運行によって第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償すること。

(機械の引渡)

第7条 局長から受注者への機械の引渡しの際は、局長は物品取扱員及び監督員を、受注者は管理責任者及び運転者をそれぞれ立ち合わせ、建設機械機能現況確認書（様式3）により整備状況をそれぞれ確認するものとする。

2 前項の建設機械機能現況確認書は2部作成し、各立会人が署名のうえ各々1部保有するものとする。

3 局長は、機械を引渡したときは、建設機械受領書（様式4）を受注者から提出させなければ

ならない。

（日報・月報）

第8条 受注者は、前条により引渡しを受けた機械について、機械ごとに建設機械運転日報（様式5）を作成しなければならない。また、翌月10日までに建設機械使用実績月報（様式6）を局長に提出しなければならない。

（事故報告）

第9条 受注者は、第7条で引渡しを受けた機械に事故があったときは、受注者は建設機械事故報告書（様式7）を速やかに局長に提出し、その後の指示を受けなければならない。

（期間の延長）

第10条 受注者は、機械の借受期間を延長しようとするときは、局長に建設機械借受期間延長申請書（様式8）を提出しなければならない。

2 局長は、前項の申請があったときは、その内容を調査し、延長を認めたときは受注者に建設機械貸受期間延長承認書（様式9）により通知するとともに必要事項を指示するものとする。

（機械の返納）

第11条 局長は、受注者から機械を返納されるときは、建設機械返納書（様式10）を提出させなければならない。

2 局長は、機械を受領したときは、建設機械受領書（様式11）を交付するものとする。

3 機械の返納の立会い及び確認方法は、第7条第1項及び第2項を準用するものとする。

4 局長は、返納の際、第7条の機械の引渡しの時と性能が異なると認めたときは、受注者に整備させた後に返納を受けるものとする。

小友地区ほか道路・河川等維持修繕業務委託 位置図

- 道路（別表１）
- 橋梁（別表２）
- 河川（別表３）
- 砂防施設等（別表４）

0.0 1.0 2.0 3.0 4.0 5.0 km

1:100000
24

「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用した。（承認番号 平28 情使、第307-GISMAP37585号）」

(別表 1) 県南広域振興局土木部遠野土木センター管内 県管理道路

番号	路線名	起点所在	終点所在	指定延長 (km)
1	一般国道 107 号	遠野市荷沢峠	花巻市境	20.1
2	一般国道 283 号	遠野市日影橋交差点	遠野市宮守町四田橋交差点	7.8
3	一般国道 283 号	宮守町凌沢交差点	花巻市境	11.4
4	一般県道小友米里線	遠野市高木交差点	遠野市宮守町五輪峠	8.0
5	一般県道下宮守田瀬線	宮守町吉金交差点	花巻市境	2.7
6	一般県道遠野東和自転車道線	遠野市日影橋交差点	遠野市宮守町下鱒沢	5.6
計	6 路線			55.6

(別表 2) 県南広域振興局土木部遠野土木センター管内 県管理橋梁

番号	路線名	橋梁名	橋梁形式	橋長 (m)
1	一般国道 1 0 7 号	堂場橋	プレテン式 P C 単純中空床版桁橋	16. 0
2	一般国道 1 0 7 号	長野橋	鋼単純非合成箱桁橋	49. 5
3	一般国道 1 0 7 号	不動大橋	ポステン式 P C 単純 T 桁橋	54. 5
4	一般国道 1 0 7 号	沢田橋	鋼 I 桁橋	132. 1
5	一般国道 1 0 7 号	大高瀬 1 号橋	ポステン式 P C 単純 T 桁橋	65. 3
6	一般国道 1 0 7 号	大高瀬 2 号橋	鋼単純合成 H 形鋼桁橋	43. 7
7	一般国道 1 0 7 号	大高瀬 3 号橋	鋼単純非合成 H 形鋼桁橋	43. 6
8	一般国道 2 8 3 号	五升橋	プレテン式 P C 単純中空床版桁橋	36. 6
9	一般国道 2 8 3 号	下山谷川橋	プレテン式 P C 単純中空床版桁橋	32. 0
10	一般国道 2 8 3 号	月見大橋	鋼単純合成 H 形鋼桁橋	24. 7
11	一般国道 2 8 3 号	塚沢橋	プレテン式単純床版橋	14. 6
12	一般国道 2 8 3 号	岩根橋	単純鋼鈑桁橋	62. 5
13	一般国道 2 8 3 号	岩根橋跨線橋	鋼単純合成鈑桁橋	35. 0
14	一般県道小友米里線	鮎貝橋	プレテン式 P C 単純中空床版桁橋	31. 4
15	一般県道小友米里線	外裏橋	プレテン式 P C 単純中空床版桁橋	20. 6
16	一般県道下宮守田瀬線	吉金橋	プレテン式 P C 単純中空床版桁橋	31. 7
計		1 6 橋		693. 8

(別表3) 県南広域振興局土木部遠野土木センター管内 県管理河川

番号	水系名	河川名	上流端	下流端	指定延長 (km)
(5)	一級河川北上川	猿ヶ石川	日影橋	下流端	9.0
(60)	一級河川北上川	小友川	全川		14.9
(61)	一級河川北上川	長野川	全川		7.1
(77)	一級河川北上川	藤倉川	全川		3.2
(103)	一級河川北上川	宮守川	上流端	月見大橋	4.2
計			5 河川		38.4

(別表4) 県南広域振興局土木部遠野土木センター管内 県管理砂防堰堤・急傾斜地

番号	砂防堰堤名	位置	支川名等	番号	急傾斜地名	位置	支川名等
6	藤倉		藤倉川		宇洞地区	宮守町鱒沢地内	
22	土室		土室沢				
23	高津沢		高津沢				
24	下道沢		下道沢				
27	平笹		上道沢				
35	蘭場沢		蘭場沢				
39	荒谷前		荒屋前の沢				
43	下川原		下川原川				
44	西の沢		西の沢				
46	中沢川の沢		中沢川				
49	仙内沢		仙内沢				
計	11基			計	1箇所		

道路除排雪業務委託内容明細書

種別 車道除雪

路線名	区 間	延長 (km)	作業目標 区分	除雪水準 分類ランク	備考
一般国道 1 0 7 号	遠野市 荷沢峠 ～ 花巻市境	20.1 km	第 1 種	A	車道
一般国道 2 8 3 号	遠野市 日影橋交差点 ～ 遠野市宮守町 沢田橋交差点	7.8 km	第 1 種	A	車道
一般国道 2 8 3 号	宮守町 凌沢交差点 ～ 花巻市境	11.4 km	第 1 種	A	車道
一般県道小友米里線	遠野市 高木交差点 ～ 宮守町 外裏橋	3.2 km	第 3 種	A	車道
一般県道下宮守田瀬線	遠野市宮守町 吉金交差点 ～ 遠野市宮守町 赤沢	2.1 km	第 3 種	B	車道
一般県道下宮守田瀬線	遠野市宮守町 赤沢 ～ 花巻市境	0.6 km	第 3 種	C	車道
	～				
	～				
	～				

道路除排雪業務委託内容明細書

種別 歩道除雪

路線名	区 間	延べ延長 (km)	作業目標 区分	除雪水準 分類ランク	備考
一般国道 107 号	遠野市 荷沢 ～ 遠野市 一ノ倉	5.3 km		B	歩道
一般国道 107 号	遠野市 一ノ倉 ～ 遠野市宮守町 凌沢	7.0 km		A	歩道
一般国道 283 号	遠野市 日影橋交差点 ～ 遠野市宮守町 岩根橋	15.2 km		A	歩道
一般県道小友米里線	遠野市 高木交差点 ～ 遠野市宮守町 鮎貝	2.9 km		B	歩道
一般県道下宮守田瀬線	遠野市宮守町 吉金交差点 ～ 遠野市宮守町 赤沢	1.5 km		B	歩道
一般県道遠野東和自転車道線	遠野市宮守町 柏木平 ～ 遠野市宮守町 柏木平	1.0 km		C	歩道
	～				
	～				
	～				

道路除排雪業務委託内容明細書

種別 凍結抑制剤散布

路線名	区 間	延長 (km)	作業目標 区分	除雪水準 分類ランク	備考
一般国道 107 号	遠野市 荷沢峠 ～ 花巻市境	6.0 km		A	
一般国道 283 号	遠野市 日影橋交差点 ～ 遠野市宮守町 沢田橋交差点	7.8 km		A	
一般国道 283 号	遠野市宮守町 凌沢交差点 ～ 花巻市境	4.0 km		A	
一般県道小友米里線	遠野市 高木交差点 ～ 遠野市宮守町 外裏橋	1.5 km		B	
一般県道下宮守田瀬線	遠野市宮守町 吉金交差点 ～ 花巻市境	1.3 km		B	
	～				
	～				
	～				
	～				

道路除排雪業務委託内容明細書

種別 砂散布

路線名	区 間	延長 (km)	作業目標 区分	除雪水準 分類ランク	備考
一般国道 1 0 7 号	遠野市 荷沢峠 ～ 花巻市境	6.0 km		A	
一般国道 2 8 3 号	遠野市 日影橋交差点 ～ 遠野市宮守町 沢田橋交差点	7.8 km		A	
一般国道 2 8 3 号	遠野市宮守町 凌沢交差点 ～ 花巻市境	4.0 km		A	
一般県道小友米里線	遠野市 高木交差点 ～ 遠野市宮守町 外裏橋	1.5 km		B	
一般県道下宮守田瀬線	遠野市宮守町 吉金交差点 ～ 花巻市境	1.3 km		B	
	～				
	～				
	～				
	～				

道路除排雪業務委託内容明細書

種別 道路巡回

路線名	区 間	延長 (km)	作業目標 区分	除雪水準 分類ランク	備考
一般国道 1 0 7 号	遠野市 荷沢峠 ～ 花巻市境	20.1 km		A	
一般国道 2 8 3 号	遠野市 日影橋交差点 ～ 遠野市宮守町 沢田橋交差点	7.8 km		A	
一般国道 2 8 3 号	遠野市宮守町 凌沢交差点 ～ 花巻市境	11.4 km		A	
一般県道小友米里線	遠野市 高木交差点 ～ 遠野市宮守町 外裏橋	3.2 km		B	
一般県道下宮守田瀬線	遠野市宮守町 吉金交差点 ～ 花巻市境	2.7 km		B	
	～				
	～				
	～				
	～				

道路除排雪業務委託数量明細書

種別 機械除雪

上段：R5
下段：R6

除排雪機械名	規 格	台数	運転 員の 人数	機械 区分	当初契約予定数量 (記載数量は、契約後、実績に応じて変更する)				備考	
					単位	昼間		夜間		
						8：00～17：00	17：00～20：00	20：00～5：00		5：00～8：00
除雪グレーダー	4.0m	2	2	貸与	時間	50.0	5.0	5.0	5.0	1名乗車
					50.0	5.0	5.0	5.0		
除雪グレーダー	4.0m	1	1	借上げ	時間	10.0	5.0	5.0	5.0	1名乗車
					10.0	5.0	5.0	5.0		
除雪グレーダー	3.7m	1	1	貸与	時間	50.0	5.0	5.0	5.0	1名乗車
					50.0	5.0	5.0	5.0		
除雪グレーダー	3.7m	1	1	借上げ	時間	10.0	5.0	5.0	5.0	1名乗車
					10.0	5.0	5.0	5.0		
除雪ドーザ	11t	1	1	借上げ	時間	5.0	5.0	5.0	5.0	1名乗車
					5.0	5.0	5.0	5.0		
ロータリー除雪機	160kw (220ps)	1	1	貸与	時間	10.0	5.0	5.0	5.0	補助作 業員無 し
					10.0	5.0	5.0	5.0		
散布車（乾式）	(4×4) 2.5m3級	2	2	貸与	時間	100.0	10.0	10.0	10.0	助手あり
					100.0	10.0	10.0	10.0		
					時間	100.0	10.0	10.0	10.0	助手なし
					100.0	10.0	10.0	10.0		
搭乗式小型ロータリー	60kw (80ps)	2	2	貸与	時間	20.0	5.0	5.0	5.0	補助作 業員無 し
					20.0	5.0	5.0	5.0		
搭乗式小型ロータリー	30kw (40ps)	1	1	貸与	時間	10.0	5.0	5.0	5.0	補助作 業員無 し
					10.0	5.0	5.0	5.0		

- (注) 1 機械の規格については、当初契約の規格であり、発注者の承諾により変更することができる。
2 機械除雪の数量は、昼間（8：00～17：00）、（17：00～20：00）及び夜間（20：00～5：00）、（5：00～8：00）に区分し、単位は時間とする。
3 借上げ機械の場合は自社又はリース機械とする。

道路除排雪業務委託数量明細書

種別 機械除雪

上段：R5
下段：R6

除排雪機械名	規 格	台数	運転 員の人 数	機械 区分	当初契約予定数量 (記載数量は、契約後、実績に応じて変更する)				備考	
					単位	昼間		夜間		
						8：00～17：00	17：00～20：00	20：00～5：00		5：00～8：00
ハンドガイド式 除雪機	クローラントゞG 4kw	1	1	借上げ	時間	5.0	5.0	5.0	5.0	補助作 業員有 り
						5.0	5.0	5.0	5.0	
ダンプトラック (運搬排雪)	4t	4	4	借上げ	時間	5.0	5.0	5.0	5.0	
						5.0	5.0	5.0	5.0	
ダンプトラック (運搬排雪)	10t	4	4	借上げ	時間	5.0	5.0	5.0	5.0	
						5.0	5.0	5.0	5.0	
					時間					
					時間					
					時間					
					時間					
					時間					
					時間					

- (注) 1 機械の規格については、当初契約の規格であり、発注者の承諾により変更することができる。
 2 機械除雪の数量は、昼間（8：00～17：00）、（17：00～20：00）及び夜間（20：00～5：00）、（5：00～8：00）に区分し、単位は時間とする。
 3 借上げ機械の場合は自社又はリース機械とする。

道路除排雪業務委託数量明細書

種別 人力除雪等

上段：R5

下段：R6

人力除雪作業等名	作業員の班数	作業員の人数 (1班当り)	当初契約予定数量 (記載数量は、契約後、実績に応じて変更する)				備考	
			単位	昼間		夜間		
				8：00～17：00	17：00～20：00	20：00～5：00		5：00～8：00
人力除雪	2	3	時間	5.0	5.0	5.0	5.0	
				5.0	5.0	5.0	5.0	
散布車袋詰薬剤積込	2	2	t	5.0	5.0	5.0	5.0	
				5.0	5.0	5.0	5.0	
巡回工（60km以下）	1	2	回	10.0	5.0	5.0	5.0	助手あり
				10.0	5.0	5.0	5.0	
		1		10.0	5.0	5.0	5.0	助手なし
				10.0	5.0	5.0	5.0	
交通誘導員（A）	2	1	時間	10.0	5.0	5.0	5.0	
				10.0	5.0	5.0	5.0	
交通誘導員（B）	2	1	時間	10.0	5.0	5.0	5.0	
				10.0	5.0	5.0	5.0	

- (注) 1 人力除雪の数量は、班ごとの作業時間の合計値。
 2 人力散布又は砂散布の数量は、班ごとの散布量の合計値。
 3 巡回工の数量は、班ごとの作業回数の合計値。

別紙 3

除雪機械の損料補正（計算例）

1 著しく稼働時間が少ない場合

除雪グレーダ油圧式 3.1m で実運転時間が 96.0 時間、他業務従事日数が 10 日の場合

※本計算例で用いている除雪機械運転設計単価等は仮定であることから、実際の補正増分とは異なる。

（条件）除雪グレーダ 油圧式 3.1m

供用日当たり運転時間 2.5 時間／日（損料表のとおり。）

供用 1 日当たり損料（固定費） 8,500 円／日（仮定）

実運転時間 96.0 時間（仮定）

他業務の従事日数 10 日（仮定）

損料補正対象日数 90 日（12 月 1 日～2 月 28 日）

①運転時間当たり供用日数	96.0	÷	2.5	=	38.4	≒	39	日
②実運転供用日数	90	－	10	=			80	日
③補正下限運転日数	80	×	0.8	=	64.0	≒	64	日
④補正上限運転日数	80	×	1.2	=	96.0	≒	96	日
①が③未満であるので補正必要								
⑤計上日数	80	－	39	=			41	日
⑥固定費計上額	8,500	×	41	=			348,500	円

2 著しく稼働時間が多い場合

除雪グレーダ油圧式 3.1m で実運転時間が 250.0 時間、他業務従事日数が 10 日の場合

※本計算例で用いている除雪機械運転設計単価等は仮定であることから、実際の補正減分とは異なる。

（条件）除雪グレーダ 油圧式 3.1m

供用日当たり運転時間 2.5 時間／日（損料表のとおり。）

供用 1 日当たり損料（固定費） 8,500 円／日（仮定）

実運転時間 250.0 時間（仮定）

他業務の従事日数 10 日（仮定）

損料補正対象日数 90 日（12 月 1 日～2 月 28 日）

①運転時間当たり供用日数	250.0	÷	2.5	=	100.0	≒	100	日
②実運転供用日数	90	－	10	=			80	日
③補正下限運転日数	80	×	0.8	=	64.0	≒	64	日
④補正上限運転日数	80	×	1.2	=	96.0	≒	96	日
①が④を超えているので補正必要								
⑤計上日数	80	－	100	=			-20	日
⑥固定費計上額	8,500	×	-20	=			-170,000	円

待機費運用基準（案）

（適用）

- 1 この待機費運用基準（案）は、道路除排雪業務（以下「当該業務」という。）において総価契約方式により積算を行う場合について適用する。

（待機補償）

- 2 待機補償費の算出方法は、土木工事標準積算基準書によるものとし、次のとおり取り扱うものとする。

（1）待機費計上の対象

次に掲げるいずれかの条件に該当し、監督職員の指示により待機を行った時を対象とする。

ア 雪に関する気象警報（大雪特別警報、暴風雪特別警報、大雪警報、暴風雪警報、大雪注意報）が発令されたとき、または、発令が見込まれているとき。

イ 除雪を担当する路線の隣接する自動車専用道路や直轄国道が通行止めとなったとき、または、通行止めが見込まれているとき。

ウ 監督職員が、緊急的に除雪を行わなければならないと判断したとき。

（2）待機対象機械及び待機人員

ア 待機する人員及び対象機械の決定

待機対象機械は、新雪除雪によるもので、次に掲げる機種の中から発注者と受注者の協議により決定し、配置される人員で待機補償費を算出する。なお、待機対象機械は、作業計画書に明記することとする。

機種	オペレータ等（人／台）			
	普通作業員	運転手	助手	世話役
除雪トラック	—	1.0	1.0	1.0
除雪グレーダ	—	1.0	1.0	
凍結防止剤散布車	—	1.0	1.0	
その他新雪除雪機械	※ 待機対象機械に配置される（運転手、助手）で算出。			

※待機を指示する場合は、除雪作業における機械の運転及び待機台数に関係なく、世話役（情報連絡・作業管理）を待機1回当たり1.0人計上する。

（監督職員の指示）

- 3 監督職員は、自動車専用道路や直轄国道の通行止め等について関係機関との情報共有および気象情報の把握に努め、気象情報が発令された場合に、各工区の気象条件及び道路条件等の諸条件を勘案し、電話又はFAX等にて待機指示を行うものとする。

（待機の開始及び完了報告）

- 4 受注者は、待機を開始及び完了した際、除雪システムで開始時間及び完了時間の報告を行い、道路除排雪業務完了報告書（様式1号）に待機を開始及び完了を証明する写真を添付し、速やかに監督職員に提出するものとする。なお、待機を開始及び完了を証明する写真とは、次のいずれかのものとする。

ア 除雪ステーションでの待機状況写真（黒板に日時を明記）

イ 受注者の事務所での待機状況写真（黒板に日時を明記）

ウ 除雪機械の待機場所での待機状況写真（黒板に日時を明記。除雪機械をバックに撮影）

（完了確認）

- 5 発注者は、道路除排雪業務完了報告書により待機報告があった場合、運転時間及び待機状況写真を確認し、待機補償費の計上を行うものとする。

（待機費の計上）

- 6 待機費は、監督職員の待機指示があった時間を割り増し含みで積上げ計上するものとし、別途精算する（変更契約対応）。

（その他）

- 7 気象情報が発令された日に、監督職員の指示がない場合において、受注者が必要と判断し、待機した場合は、速やかに道路除排雪業務完了報告書を提出し、発注者が適正と判断するものについて待機補償費を計上できるものとする。

【待機補償費の計上例】

除雪グレーダ4.0mの場合（オペレータ1人、助手1人、世話役1.0）

所定労働時間内														所定労働時間外																
12月31日	20	21	22	23	24	1	2	3	4	5	6	7	8	所定時間内			所定時間外													
運転時間														3.0h	2.0h	1.0h														
待機時間														9.5h	6.5h	3.0h														
休憩時間														1.0h																
1月2日	20	21	22	23	24	1	2	3	4	5	6	7	8	所定時間内			所定時間外													
運転時間														5.5h	2.5h	3.0h														
待機時間														11.0h	8.0h	3.0h														
休憩時間														1.0h																
1月20日	20	21	22	23	24	1	2	3	4	5	6	7	8	所定時間内			所定時間外													
運転時間														3.0h		3.0h														
待機時間														7.0h	4.0h	3.0h														
休憩時間																														
2月4日	20	21	22	23	24	1	2	3	4	5	6	7	8	所定時間内			所定時間外													
運転時間														3.5h	0.5h	3.0h														
待機時間														6.0h	3.0h	3.0h														
休憩時間																														
2月11日	20	21	22	23	24	1	2	3	4	5	6	7	8	所定時間内			所定時間外													
運転時間																														
待機時間														11.0h	8.0h	3.0h														
休憩時間														1.0h																
待機時間(合計)： 44.5 h 待機時間の所要時間内(合計) 29.5 h 待機時間の所要時間外(合計) 15.0 h																														
稼働時間(合計)： 15.0 h 稼働時間の所要時間内(合計) 5.0 h 稼働時間の所要時間外(合計) 10.0 h																														
世話役の計上																														
待機時間(合計)： 44.5 h 待機時間の所要時間内(合計) 29.5 h 待機時間の所要時間外(合計) 15.0 h																														
オペレータ、助手の計上																														
待機時間(合計)： 44.5 h 待機時間の所要時間内(合計) 24.5 h 待機時間の所要時間外(合計) 5.0 h																														
稼働時間(合計)： 15.0 h 稼働時間の所要時間内(合計) 5.0 h 稼働時間の所要時間外(合計) 10.0 h																														

道路除排雪業務完了報告書

住 所
受 注 者
氏 名

													出動の指示		甲の指示者氏名				
													有		岩手次郎				
作業年月日		路線名				区間				延長			除排雪機械名		天候	気温			
		国道○号				■■■ ~ ×××				△△ km			グレーダ4.0m (貸与)		雪				
										km									
										km									
										km									
										km									
		8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20					
		20	21	21	23	24	1	2	3	4	5	6	7	8	所要時間内 所要時間外				
運転時間															2h		1h		
オペ待ち機時間															4.5h		3h		
世話役待ち機時間															6.5h		3h		
休憩時間															1h				
監督名		岩手太郎																	
オペレーター		岩手三郎												サービス アワー タコ		メーターの読み		走行距離の読み	
降雪深		場所	◇◇◇																
		降雪深	20	cm															
作業内容等		新雪除雪3h オペ待ち機6.5h 世話役待ち機9.5h			消耗品等補給量	カッティングエッジ		組		A 始業時									
						スカリファイカー爪		本		B 終業時									
						タイヤ		本		C = B - A									
修理又は整備内容等						シャーピン		本		燃料補給量									
										ガソリン		L		軽油		L			
										確認者		職		氏名		岩手四郎			

除雪訓練運用基準（案）

（適用）

- 1 この除雪訓練運用基準（案）は、道路除排雪業務（以下「当該業務」という。）において総価契約方式により積算を行う場合について適用する。

（除雪訓練）

- 2 除雪訓練費の算出方法は、土木工事標準積算基準書を準用するものとし、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 除雪訓練実施期間

除雪訓練の実施期間は、除雪契約を締結してから3月31日までの間とする。除雪訓練一人当たり除雪機械1台につき訓練時間は6時間を上限とし、超えた分は設計計上の対象外とする。

- (2) 訓練の実施箇所

除雪訓練の実施箇所は、次の掲げる箇所とし、発注者と受注者の協議により決定するものとする。

ア 冬期通行止め路線のうち、発注者が指定する路線（遠野管内指定路線無し）

冬期通行止め期間中のみ訓練として出動できるものとする。

イ 除雪業務契約している路線

降雪量が出動基準に満たしていない場合でも、訓練として出動できるものとする。

ウ 公共施設

受注者は訓練の実施箇所に係る協議が整い次第、当該公共施設の利用について管理者から許可を得るとともに、速やかに許可書の写しを提出するものとする。

- (3) 対象者

除雪訓練の対象者は、原則として、次に掲げる中から、発注者と受注者の協議により決定するものとし、対象者は、作業計画書に明記するものとする。但し、除雪機械を運転するために必要な免許は有しているものとする。

ア 除雪オペレータの年齢が40歳以下の者

イ 除雪オペレータとしての経験が2年以下の者

ウ 新規購入してから2年以下の除雪機械を操作する者

エ その他、監督職員が必要と判断した者

- (4) 対象機械

除雪訓練工の対象機械は、原則として、次に掲げる機種とし、発注者と受注者の協議により決定するものとし、決定された対象機械は、作業計画書に明記するものとする。

ア 除雪ドーザ

イ 除雪グレーダ

ウ ロータリ除雪車

エ トラクタショベル

- (5) 諸経費

除雪訓練工の諸経費は一般管理費のみを対象とする。

（監督職員の承諾）

- 3 受注者は、除雪訓練を実施する場合は、様式第10号により道路除雪訓練実施届を提出し、監督職

員から承諾を得るものとする。

(除雪訓練の開始及び完了報告)

- 4 受注者は、除雪訓練を開始及び完了した際、除雪システムで開始時間及び完了時間の報告を行い、道路除排雪業務完了報告書（様式第 1 号）に訓練の開始及び完了を証明する写真を添付し、速やかに監督職員に提出するものとする。

(完了確認)

- 5 発注者は、道路除排雪業務完了報告書により除雪訓練報告があった場合、運転時間及び写真を確認し、除雪訓練費の計上を行うものとする。

(除雪訓練の計上)

- 6 除雪訓練費は、積上げ計上するものとし、別途精算する（変更契約対応）。但し、除雪訓練一人当たり除雪機械 1 台につき訓練時間は 6 時間を上限とし、超えた分は設計計上の対象外とする。また、除雪訓練工の諸経費は一般管理費のみを対象とする。

なお、降雪量が出動基準に満たしていない場合に訓練として出動し、作業中に出動基準を超える降雪量となった場合は、通常の除雪作業として計上できるものとする。受注者は、訓練作業中に出動基準を超えた場合は、降雪量を証明する写真を添付し、道路除排雪業務完了報告書（様式第 1 号）を監督職員に提出するものとする。

(損料補正)

- 7 除雪訓練を実施した期間が損料補正対象期間(12 月 1 日から 2 月 28 日まで)の場合は、除雪訓練時間は補正の対象外とする。

(その他)

- 8 受注者は、除雪訓練を実施する場合は、熟練オペレータと同乗することとし、除雪訓練中は「除雪訓練中」と明記したステッカー等を付属して作業を実施すること。また、除雪訓練中は一般車両を優先し、交通の妨げにならないようにすること。

道路除排雪業務完了報告書

住 所
受 注 者
氏 名

														出動の指示		甲の指示者氏名		
														有		岩手次郎		
作業年月日		路線名				区間				延長		除排雪機械名		天候	気温			
		国道○号				■■■ ~ ×××				△△ km		グレーダ4.0m (貸与)	雪					
										km								
										km								
										km								
										km								
		8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20				
		20	21	21	23	24	1	2	3	4	5	6	7	8	所要時間内	所要時間外		
運転時間																2h		
オペ待ち機時間																		
世話役待ち機時間																		
休憩時間																		
監督名		岩手太郎																
オペレーター		岩手三郎										サービス アワー タコ		メーターの読み		走行距離の読み		
降雪深		場所		◇◇◇														
		降雪深		20		cm												
作業内容等		除雪訓練2h			消耗品等補給量		カッティングエッジ		組		A 始業時							
							スカリファイカー爪		本		B 終業時							
							タイヤ		本		C = B - A							
修理又は整備内容等							シャーピン		本		燃料補給量							
											ガソリン		L		軽油		L	
											確認者		職		氏名		岩手四郎	

道路・河川等維持修繕業務委託関係様式一覧表

業務区分	様式	名称	備考
道路維持修繕	別紙様式 1	作業報告日報	
道路維持修繕 道路除排雪	様式 1	建設機械借受申請書	
	様式 2	建設機械貸付通知書	
	様式 3	建設機械機能現況確認書	
	様式 4	建設機械受領書	
	様式 5	建設機械運転日報	
	様式 6	建設機械使用実績月報	
	様式 7	建設機械事故報告書	
	様式 8	建設機械借受期間延長申請書	
	様式 9	建設機械借受期間延長承認書	
	様式10	建設機械返納書	
	様式11	建設機械受領書	
道路除排雪		委託業務関係出力調書一覧表	
	様式第 1 号	道路除排雪業務完了報告書	
	様式第 1 号－ 1	待機業務（世話役）完了実績調書	
	様式第 2 号－ 1	人力除雪業務完了報告書	
	様式 2 号－ 2	人力除雪業務完了報告書	
	様式第 3 号	道路巡回業務完了報告書	
	様式第 5 号	道路除排雪業務実績調書	
	様式第 6 号	人力除雪業務実績調書	
	様式第 7 号	砂散布業務実績調書	
	様式第 8 号－ 1	凍結抑制剤散布実績調書（2－1）	
	様式第 8 号－ 2	凍結抑制剤散布実績調書（2－2）	
	様式第 9 号	道路巡回業務月報	
	様式第10号	道路除雪訓練実施届	

作業報告日報【道路維持, 除雪準備工】

令和 年 月 日 () No.1

担当地区 : 地区

監理技術者 :

業務内容	労務費				
	名称	規格	人数	時間(h)	合計
			×	=	0.0 h
			×	=	0.0 h
			×	=	0.0 h
			×	=	0.0 h
			×	=	0.0 h
			×	=	0.0 h
			×	=	0.0 h
			×	=	0.0 h
	機械経費				
	名称	規格	台数	時間(h)	合計
			×	=	0.0 h
			×	=	0.0 h
			×	=	0.0 h
			×	=	0.0 h
業務路線・場所・時間			×	=	0.0 h
路 線			×	=	0.0 h
場 所	産業廃棄物処理				
	名称	規格	数量	単位	
	資材購入費				
	名称	規格	数量	単位	
時 間 (24時間表記)	交通管理工				
	名称	規格	人数	時間(h)	合計
	交通誘導警備員	A	×	=	0.0 h
	交通誘導警備員	B	×	=	0.0 h

様式1

令和 年 月 日

広域振興局長

様

申請者 住所

氏名

建設機械借受申請書

記

1 機械及び種別

機 械 名

形 式

管理番号

登録番号

2 借受目的

3 借受期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

注) 委託契約書の写しを添付すること。

令和 年 月 日

様

広域振興局長

建設機械貸付通知書

建設機械を、下記のとおり貸付します。

記

事業名				
機械名	型 式	管理番号	登録番号	貸 付 期 間
				自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
引渡年月日	令和 年 月 日		引渡場所	
貸 付 条 件	1 定期整備にかかる費用以外の次の費用を負担すること。 (1) 日常の点検整備、修理及び運転に係る一切の経費 (2) 機械の引渡しにかかる一切の経費 2 日常の整備補修を完全に実施すること。 3 運転・整備に熟練者をあてること。 4 機械を第三者に転貸又は、道路除排雪業務若しくは道路維持補修業務以外に使用しないこと。 5 機械の運行によって、第三者に被害を与えたときは、その損害を賠償すること。			

建設機械機能現況確認書

機 械 名	型 式	管 理 番 号	登 録 番 号	確 認 年 月 日
確 認 の 場 所			事業名	
項 目		状 況		備 考
アワーメーター又は 走行距離計の読み	引			
	返			
原動機	エンジン、モーター			
動力伝動装置	クラッチトルコン、 変速機減速機等			
走行装置	ホイール、ブレーキ等			
電気装置	発電、受電、 蓄電、 発明、警報			
計器制御	メータ、レバー類			
作業装置				
土木部	物品取扱人			監督員
受託人	管理責任者印			運転者

広域振興局長

様

受注者

建設機械受領書

下記のとおり受領しました。

事業名				
機械名	型式	管理番号	登録番号	貸付期間
				自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
引渡し年月日	令和 年 月 日		引渡し場所	
現場における管理責任者氏名			運転者氏名	
			(年 月 日生)	
資格の名称	取得年月日		免許証の番号	

建設機械運転日報

令和 年 月 日

天候 気温

路線名

機械名

監督員名

作業員名

区分	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
	19	20	21	22	23	24	1	2	3	4	5	6	7
運転時間													
整備時間													
休止時間													
作業内容等						区 分	サービス アワーメーター の読み タコメーター					走行距離 の読み	
						A 始業時							
						B 終業時							
						C = B - A	(時)					(時)	
修理又は整備内容等							燃 料 等 補 給 量						
						ガソリン							
						軽油							
						潤滑油							
						作業油							
						エンジン油(交換)							
						エンジン油(補充)							

							合計	摘要
路線名								
作 業	実施区間	自						
		至						
	作 業 の 内 容							
	走行延キロ数(km)							
	稼働時間 (h)							
消 費 燃 料 等	軽	油						
	ガ ソ リ ン (リツ トル)							
	グ	リ ス						
	モ ー ビ ル							
機械修理状況								
備 考								

様式6

建設機械使用実績月報

機 械 名										
月 日	路線名	区間	区分	分類	除雪延長 km	(交通確保延長 km)	除排雪機械	稼働時間数(h)	金額	摘要

(注) ()の欄は道路除排雪業務のみ記入すること。機械毎に別葉とすること。

令和 年 月 日

広域振興局長

様

受注者

建設機械事故報告書

下記のとおり事故があったので報告します。

事業名					
機械名	型式	管理番号	登録番号	貸付期間	
				自 令和 年 月 日	
				至 令和 年 月 日	
事故発生年月日	令和 年 月 日				
事故発生時の状況					
機械の破損状況 (写真添付)					
監督員の意見					
	監督員			印	

広域振興局長

様

受注者

建設機械借受期間延長申請書

下記理由により使用期間の延長を申請します。

事業名				
機械名	型式	管理番号	登録番号	摘要
当初貸付期間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日	延長期間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日	
延長理由				
監督員の意見				
	印		監督員	

令和 年 月 日

様

広域振興局長

建設機械借受期間延長承認書

下記のとおり期間延長を承認します。

記

事業名					
機械名	型式	管理番号		登録番号	
当初貸付期間	自 令和 年 月 日	延長期間	自 令和 年 月 日		
	至 令和 年 月 日		至 令和 年 月 日		
指示事項					

様式10

令和 年 月 日

広域振興局長

様

受注者

建設機械返納書

下記機械を返納します。

記

事業名				
機械名	型式	管理番号	登録番号	貸付期間
				自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
引渡し年月日	令和 年 月 日		引渡し場所	
摘要				

様式11

様

令和 年 月 日

広域振興局長

建設機械受領書

下記のとおり受領しました。

記

事業名				
機械名	型式	管理番号	登録番号	貸付期間
				自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
引渡し年月日	令和 年 月 日		受領場所	
摘要				

委託業務関係出力調書一覧表

委託業務名	委託業務別出力調書
車道除雪	道路除排雪業務完了報告書(様式第1号)
	待機業務(世話役)完了実績調書(様式第1号-1)
	道路除排雪業務実績調書(様式第5号)
歩道除雪	道路除排雪業務完了報告書(様式第1号)
	道路除排雪業務実績調書(様式第5号)
凍結抑制剤散布	道路除排雪業務完了報告書(様式第1号)
	道路除排雪業務実績調書(様式第5号)
	砂散布業務実績調書(様式第7号)
	凍結抑制剤散布実績調書(様式第8号-1、様式第8号-2)
人力除雪・人力散布	人力除雪業務完了報告書(様式第2号-1、様式第2号-2)
	人力除雪業務実績調書(様式第6号)
巡回	道路巡回業務完了報告書(様式第3号)
	道路巡回業務月報(様式第9号)
訓練除雪	道路除雪訓練実施届(様式第10号)

様式第1号

道路除排雪業務完了報告書

住 所
受 注 者
氏 名

																				出動の指示		甲の指示者氏名			
作業年月日		路線名						区間						延長		除排雪機械名		天候	気温						
								～						km											
								～						km											
								～						km											
								～						km											
								～						km											
		8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	8 所要時間内(8h～5h) 所要時間外(5h～8h)										
		20	21	21	23	24	1	2	3	4	5	6	7	8											
運転時間																									
オペ待ち機時間																									
世話役待ち機時間																									
休憩時間																									
監督名																									
オペレーター																									
降雪深		場所																		サービス アワー タコ		メーターの読み		走行距離の読み	
		降雪深	cm																						
作業内容等						消耗品等補給量	カッティングエッジ		組		A 始業時														
							スカリファイカー爪		本		B 終業時														
							タイヤ		本		C = B - A														
修理又は整備内容等						消耗品等補給量	シャープペン		本		燃料補給量														
											ガソリン		L		軽油		L								
											確認者		職		氏名		印								

※) 世話役の待機業務は、様式1-1・待機業務(世話役)完了実績調書により報告のこと。

待機業務(世話役)完了実績調書

住所

受注者

氏名

○月	確 認 印	氏 名	世 話 役 の 待 機 時 間				摘 要
			待機開始時間	待機終了時間	20時～5時	5時～8時	
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
計							

注) 休憩時間は、摘要欄に記すること

人力除雪業務完了報告書

住所
受注者
氏名

天気	気温	積雪深	稼動時間 (hr)					摘 要
確 認 印	氏 名	作業開始時間	作業終了時間	昼間作業		夜間作業		
				8時～17時	17時～20時	20時～5時	5時～8時	
計				A	B	C	D	
				確認者	職 氏名	印		

注) 休憩時間は、摘要欄に記すること

人力除雪業務完了報告書

住所
受注者
氏名

路 線 名	区 間	延 長	摘 要
	～	km	
	～	km	
	～	km	
	～	km	
	～	km	
	～	km	
	～	km	
	～	km	
	～	km	
	～	km	
	～	km	
	～	km	
	～	km	
	～	km	
	～	km	
	～	km	
	～	km	

様

住所

受注者

氏名

道 路 巡 回 業 務 完 了 報 告 書

実 施 年 月 日							
巡 回 時 間	開 始 時 間	終 了 時 間	稼 動 時 間				
			昼間作業		夜間作業		
			8時～17時	17時～20時	20時～5時	5時～8時	
巡 回 路 線 名							
巡 回 区 間							
巡 回 距 離	km						
巡 回 結 果							
項 目	結 果	備 考					
天 候 状 況		快晴 晴れ 曇り 雨					
		雪 小雪 吹雪 みぞれ その他					
路 面 状 況		0－路面乾燥 1－除雪済 2－路面凍結 3－シャーベット					
		4－路面湿潤 5－わだち 6－圧雪					
除 雪 の 必 要 性							
凍結抑制剤の散布の必要性							
砂散布等の必要性							
道路構造物等の破損状況							
その他(交通事故等)							
巡 回 者 氏 名				印	印		
確認者 職 氏名							

道路除排雪業務実績調書

住所
受注者
氏名

月 日	路 線 名	区 間	除雪区分	除雪延長 km	交通確保延長 km	機械名 稼動時間 (hr)				摘要
						昼間作業		夜間作業		
						8時～17時	17時～20時	20時～5時	5時～8時	
計						A	B	C	D	

(注)機械毎に別葉すること。

様式第6号

人力除雪業務実績調書

住所
受注者
氏名

作業種別

月 日	路 線 名	区 間	除雪区分	除雪延長 km	除雪平均幅員 m	稼動時間 (hr)				摘要
						昼間作業		夜間作業		
						8時～17時	17時～20時	20時～5時	5時～8時	
計						A	B	C	D	

様式第7号

砂散布業務実績調書

住所
受注者
氏名

月 日	路 線 名	区 間	散布数量(m³又はt)				摘要
			昼間作業		夜間作業		
			8時～17時	17時～20時	20時～5時	5時～8時	
計			A	B	C	D	

凍結抑制剤散布実績調書（2-1）

住所
受注者
氏名

日																				
	昼		夜		昼		夜		昼		夜		昼		夜		昼		夜	
	8時～17時	17時～20時	20時～5時	5時～8時	8時～17時	17時～20時	20時～5時	5時～8時	8時～17時	17時～20時	20時～5時	5時～8時	8時～17時	17時～20時	20時～5時	5時～8時	8時～17時	17時～20時	20時～5時	5時～8時
1																				
2																				
3																				
4																				
5																				
6																				
7																				
8																				
9																				
10																				
11																				
12																				
13																				
14																				
15																				
16																				

※ 融雪剤使用量(袋またはℓ)をt単位に換算したものに小数点以下が生じた場合は、小数点第4位以下を切り捨てる。

凍結抑制剤散布実績調書（2-2）

住所
受注者
氏名

日																				
	昼		夜		昼		夜		昼		夜		昼		夜		昼		夜	
	8時～17時	17時～20時	20時～5時	5時～8時	8時～17時	17時～20時	20時～5時	5時～8時	8時～17時	17時～20時	20時～5時	5時～8時	8時～17時	17時～20時	20時～5時	5時～8時	8時～17時	17時～20時	20時～5時	5時～8時
17																				
18																				
19																				
20																				
21																				
22																				
23																				
24																				
25																				
26																				
27																				
28																				
29																				
30																				
31																				
計	(袋)																			
	(t)																			

※ 融雪剤使用量(袋またはℓ)をt単位に換算したものに小数点以下が生じた場合は、小数点第4位以下を切り捨てる。

道 路 巡 回 業 務 月 報

住 所

受注者

氏 名

日	巡回距離 (km)	巡回時間		時間帯別(hr)				摘 要
		開始時間	終了時間	8時～17時	17時～20時	20時～5時	5時～8時	
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								
31								
合 計								

	回数(昼)	回数(昼外)	回数(夜)	回数(夜外)
10km以下	(回)	(回)	(回)	(回)
25km以下	(回)	(回)	(回)	(回)
45km以下	(回)	(回)	(回)	(回)
60km以下	(回)	(回)	(回)	(回)

道路除雪訓練実施届

住所
受注者
氏名

	氏 名	対象者 基準	年齢	運転除雪機械名		除雪機械 経過年数※1	熟練者氏名	年齢	訓練場所	訓練内容	備考
			生年月日	除雪経験年数	除雪機械 購入日※1	除雪 経験年数					
1	〇〇 〇〇	ア	33歳	ア	除雪グレーダ	3年	〇〇 〇〇	50歳	冬期通行止め区間:〇〇～〇〇 除雪対象区間:〇〇～〇〇	除雪機械の操作確認 及び道路の障害物の 位置確認等	
			H2.1.1	3 年		R1.12.1		15年			
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											

※1: 自社保有の場合のみ記載

届出に記載内容を証明する写しを添付すること。但し、建設機械運転員届提出時に添付している場合は不要とする。

対象者基準

- ア 除雪オペレータの年齢が40歳以下の者
- イ 除雪オペレータとしての経験が2年以下の者
- ウ 新規購入してから2年以下の除雪機械を操作する者
- エ その他、監督職員が必要と判断した者

対象機械

- ア 除雪ドーザ
- イ 除雪グレーダ
- ウ ロータリ除雪車
- エ トラクタショベル